

しては、告べき方もなし。たとへ多くの財寶を出して、四方に醫師を頼むとも、大命すでに、去ぬれば、詮なき事也。志ある人は是を精熟すべしといへり。

口癖の寒さ忘る、彼岸かな。

笛の舎

* * * * *

七 生児の看護法

初生児の看護法を、茲に、合せ述べますのは、是れ、また産家の急務であるからであります。申すまでもなく、胎児の、未だ生れ出でぬのを、よく護り、又た、生れ出ても、二葉の時を、よく育て、こそ、老木をねがふことができるので、これが武内宿禰大臣、倭姫命の壽域を得る、そもく

の始めであるからであります。されど、茲には、ほんの概略だけを述べ、精細い事は、これが續編、姉妹編である拙著『母の道と育兒』に譲り、それを近々に刊行しまして讀者諸嬢と再會の光榮を有せんことを希望ふので御座います。

小児の健康を保ちますには、清潔と秩序とを守ることが肝要であります。定期の哺乳、沐浴、衣類の清潔、乾燥なども、また、大切であります。

沐浴

湯の温度が熱過ぎたり、冷たすぎたりしますと、重い病を起すことがありますから、注意して、大概、攝氏の寒暖計で三十六七度、華氏では九十五度餘の温湯に入れ、フランネルか、または、軟かい布片で、五分か十分時間洗ふやうになし、小児の眼や口、耳の内へ浴湯の入らないやうに、氣をつけなければなりません。沐浴は、血液の循環をよくしますし、加之、清潔にしますのは、健康を保ちますのに、大切な事でありますから、初め一年間は、毎日一回づつ入湯させるのがよいのであります。其外二三時間

目に、身體の中で汚れやすい場所を調べて、清潔にするのがよいのであります。

浴湯の温度は、日数を経ちますにつれて、追々、温度を減しまして攝氏の寒暖計で三十四度の温湯に入れるのがよいのであります。夏季などは、入浴の外、毎日、一回、微温湯で、全身を拭くやうにしまして、湯の温度も、追々、減らして二十度位に、するのがよいのであります。かやうにしますと、小児の皮膚が強壯となりまして、感冒の豫防に至つてよいのであります。

検温器のこ

浴湯の温度のことを、攝氏の三十五六度だの、華氏の何度だの申しましたが、これは、平生お用になるならぬ婦人には、一寸分りかねますが、暑中今日は、暑かつた、九十度以上だつたなど、よく申しますのは、華氏の寒暖計で言つたもので、室の温度などは、華氏が世間普通の様になつてをりますが、世界一般に科學の方面では便利であるといふところから攝氏の方を用ゐます。攝氏三十五六度の温度と申せば、何の位の温さかと申し

児頭の格好の種々

ますに、江戸ッ兒の勇肌いさまだの連中が珍重します朝湯あさゆと來たら堪たまつたものはありませぬ。到底も、吾人田舎者には入浴いよくすることは、出來ませんが、まあ、普通の浴湯は、大抵攝氏の四十度位で、華氏の百度餘ひゃくどあまりに當ります。手を入れて、漸つと堪たえられる位の温度は五十度であります。毎度、寒暖計かんぬんけいを使用しますに、こしたとはありませぬが、この加減かへんを心得こころえて居りますれば、一々寒暖計かんぬんけいを用ゐる様な煩雜わんざいの手数をかけずとも、また寒暖計かんぬんけいを備へぬ家庭でも、手加減てかへんで、湯の温度を加減かへんすることが出來て便利であります。

産れたときの児頭の形状

生れたての嬰兒の頭の形状が圓くない、格好かっこうがよくない、中には、よく、七福神ななふくじんの繪や、床の間にある置物ぶつものの福祿壽ふくろくじうのやうに、非常に長かつたり、章魚たこの頭のやうであつたり木槌きづちのやうであつたりしまして、至つて、見苦しいのであります。老婆お婆さんなどは、非常に心配しんぱいをなさいまして、頻りと手で撫なでくり廻まわはす方があります。が、これは、一寸も心配しんぱいするには及びませぬ。前にも大略おほまづを申し述べました通り、狹隘せうがい處ところから大きなものが娩でるので

ありますから、産道に壓迫されました、早く、いへば瘤の様なのが、できるので、産れますときの工合で、兒頭の右の方が高くなつたり、左の方が長くなつたり、いたします。お産が遅引けば、ながびくほど、大きな瘤ができませんので、非常しく、頭の格好がわるいのであります。けれども、これは少しも御心配なさるには及びませぬ。三四日たてば自然と消散しまして頭の形も圓くなり良い格好になります。決して、大暴して撫で廻すには及びませぬ。しかし、これとは別種のもので、やつぱり瘤のやうなものが出来る場合がございます。これは前のやうに一寸ら消散は致しませぬ。若し、四五日経ちましても、相變らずで、消散りませんでしたらば、醫師に診察て貰ふのがよいのでございます。

大小便の通利

生れてから、三四ヶ月も経ちましたなら、時を定めて、大小便を促せる癖をつけ、居ながら、衣類を汚さぬやう慣れさせるのがよいのであります。大便は一晝夜に三四回

生兒大小便のこと

小便は一晝夜に十回位

大小便の通利のよいのと、わるいのと、又大便の性質は營養物が小兒によく、適ふか、どうか、また、小兒が、健全であるかといふことを、察するのに、最、確實な徴候でありますから、注意を怠つてはなりません。初生兒は、最初、俗に、『かにばい』といつて居ます黒色又は暗綠色の胎便を通しますが、二日か四日も経ちますと粥のやうな卵黄色の大便に變りまして一晝夜に三四回の通利のあるのが通例であります。一晝夜一回も大便の通のないのは、健康に害があります。白色をしました米粒のやうなものが混ざつて居たり、鼻涕のやうなものが、多量混じつて居りますのは、消化がよくない徴候であります。小便の通利は多いほど、良いので、健全な小兒は、二十四時間、十回位あるものであります。尿閉は、間々危険な病氣の兆でありますから、これも、注意しなければなりません。

衣服

生兒の看護法

衣服

衣服は勿論時の寒暑につれまして、加減しなければなりません。つまり、餘り寒む過ぎては、よくないのは、無論、温かすぎても、やはり、よくないので。世の母親の小兒に着せませす模様を見ますに、概して温すぎる習慣があります。これも、やはり、寒むすぎると、おなじことで、小兒の健康の害となります。

衣服は、なるべく寛裕で、長大つて、手足の運動が自由に、できるやうにするのが大切であります。殊に冬季は、衣服の丈が踵よりも、五寸以上も長く垂れるやうで、なくつては、温かでありませぬ。襪襪でも、帯や紐でも、決して、究屈に纏んだり、堅く締めたりするやうな事をしてはなりません。

襦袢は、軟かい木綿が一番宜いのであります。上衣や中衣は、なりたけ長くしまして、足の踵から五寸以上も出る位が、良い事は前に述べました通りで、これは、世間、一般に實行されて居りますので。誠に結構な事でありませぬ。金巾は衣を着せませすときに、ヒヤツとして、寒冷を感じますから、

頭巾

よく御座いませぬ、絹や、麻布も、やはり、夏季でも、良くないのであります。フランネルの様な毛織物は、温かでありやうですが、初生兒の軟かい皮膚を刺戟しますから、肌着には、よくないのであります。

頭巾は、風が吹いたり、寒いときなどは、空氣の流通のよい頭巾か、綿花を冠せて、頭部を被覆ふが、よろしいのです。暖かな日や、室内で始終被ぶせる習慣をつけますと、頭部の皮膚が弱くなりまして、感胃に罹りやすくなりますから、却つて、よくないのでございます。

平臥すには側臥が良い

嬰兒を臥かしますには、側臥が良いのであります。これは、嬰兒が、よく乳汁を嘔吐したりすることが、ございませすが、そういふときには、側臥ですと、吐き出しやすうございませすから、喉頭の中や、氣管の中へ吐出物が入るやうな危険を防ぐことが、出来ませすからであります。

母と同衾るのはよくない

母と同衾するのは、自然に適ひ居るやうで、そして温保の爲にも、よい

同衾は色々な危害がある

側臥がよい

のでありますが、實際は、母にも、小兒にも、種々の危害いことをしでかします、心配がありますから、必ず別床に臥かす方が、よろしいのであります。もし、同衾ましても、授乳のときは、其都度、蛇度、起座つて飲ますのが、安全であります。元來、小兒の身體は、甚つて嫩弱くつて、冷え易いものでありますから、最初一二週の間は、床の中に湯温婆を入れまして、適宜に温めるやうに、しなければなりません。湯温婆は、ビール瓶でも、徳利でもよろしいのですが、是非、布片で纏包ことを忘れてはなりません。

世間では、小兒の臥床を暗所に設けますが、別段暗くする要はありません。初生兒の眼は、嫩弱くありますから、劇い光線には堪えかねますが、適宜い光線ならば、差支ありません。子供を臥かすには、枕頭に紗を張るか、蚊帳の内に、臥床をおくのがよいのであります、そうしますれば、強い光線を避け、かねて塵埃や、蚊や蠅の襲撃を防ぐことができ、好都合であります。

何時から眼が見えますか

初生兒の眼は、いつから見えるか

初生兒を取扱ひますと、よく、生れたばかりの嬰兒の顔をながめ、あゝ可愛いお兒だこと、眼は見えるだらふか、見えそうなお眼をしてとか、何時ごろから視えるものかなど、お尋問ねになる方が多くございますから、茲に一寸、序に書き添へます。

初生兒の眼は、その當座は、只光線に對しまして、羞明さを感じますばかりであります、生れて二三日も経ちますと、漸々光線に慣れまして、明るい所を向くやうになり、三週間も経ちますと、眼を開いて、明るい所を視、お宮參前後になりますと、人を注視するやうになります。其後およそ七、八ヶ月後になりますと、御存じの通り、父母や、骨肉の者と、他人との見別が、つくやうになりました、所謂人見知をして、見慣れぬ人を見れば、直ぐ泣きだし、見覺のある人ならば、笑つて喜ぶといふやうになります。

小兒をあやすにバアといふこと(骨董集)
古今著聞集卷の十七、惟異部。ばけ物に兒をとられたる事をいへる
條に、門をことごとくしくたくものあり云々。(ばけ物の詞)うしなへ
る子とらせん、あけよ、といふ。なほ、おそろしくて、あけず。さる
ほどに、家の軒に、あまた聲して、ばあ、とわらひて、云々。とみえ
たり。ばあ、といへるは大にわらふ聲なり。今、小兒に、むかひて、
バアといふは、大にわらふこゑをまねびて、あやすこゝろばへなるべ
し。

起臥の注意

赤兒の起臥

生れてから、三四ヶ月の間は、床の中でも、抱く時でも、嬰兒の位置を
左右に轉す外、始終、安臥しまして、強りに、起坐すやうなことをしては
なりません。三四ヶ月経ちまして、小兒は、自ら頭を擡擧げ、背を伸ばし
て、起きあがりたいたやうな、模様をするやうになりましたならば、蒲團な

どで擁み、温に包みまして、起坐しても、よいのでありますが、此時分には、
まだ、頸背の力が十分でありませぬから、餘り長過ぎてはよくないの
であります。

外出は二三週後

時々新鮮い空気を呼吸せるのは、必要でありますから、生れてから、夏
季ならば、二週間、冬季ならば、三四週間位も経たならば、天氣の温暖な
ときには、少しづつ、毎日室外に連れ出しても、差支はありませんが、風
がふいたり、雨が降ったり、又は寒い天氣のときは、決して、室外へ出して
はなりません。小兒を連れ出すには、手に抱くか、又は、三四ヶ月以後に
なりますれば、動搖ない車に乗せて、あるくのはよいですが、背に負るの
は害があります。わけて、何にも事理の辨明らぬ、子守兒などの背に、頭
を垂れて睡らせませぬのは、大害があります。又、小兒が啼き騒ぎますと、
身體を震動して、慰めますが、これは、よくないのであります。強く、動
搖る車に乗せて、街を引廻すのも、やはり、よくないのであります。

食物は何か

食物は母親の乳汁

最初、九ヶ月の間、母親の乳汁が最、良いことは前に申述べました通りで、母親が、健康でありましたならば、必ず自身の乳で養育するのが肝要であります。もし、母親の病氣等ありまして、自身の乳で育てる事が、出まされぬときは、健康な乳母の乳がよいのであります。もし、適当な乳母が得られない場合には、已むを得ず、獸類の乳で、養育するより致し方もありませぬが、これは、よく／＼の場合であります。乳母を雇ひますには、身體が壯健であるか、否であるか、遺傳病の有るか無きか、性質の善悪乳汁の性質等を、無論、醫師に托みて検査した上でなければなりません。牛乳で育てますには、綿密に注意し、取扱法を、厳く守りませぬと、大變な事になります。若し、一度其方法を誤りまして、不相應な食物を飲ますやうな事がありますと、忽ち、胃や腸を害ねまして、腹肚が膨滿れ、便通が、不順となり、腹痛が劇しく、次第に衰弱りまして、遂、死ぬやうな不幸を見、また幸に、救命りまして、虚弱多病で、一生涯、不愉快な日を送ら

貰ひ乳汁は如何に如

ねばならぬやうな憂き目に遭ひます。不惑な次第ではありませんか。小兒の健全に成育つのも、そだたぬのも、皆な、親の注意の行き届くのと、届かぬのによるのであります。

貰ひ乳は宜くない

母乳が不足であつたり、または、他の場合に、よく貰乳といふことをしますが、あれは、雙方の小兒と生母とが、何ちらも、ともに、健全でありますれば、相當の注意さへしますれば、まづ、差支はないと言つてよいので、お互に大なる不幸はありませんが、時によりましては、傳染病の媒介となるやうな危険がありますから、貰乳はよく／＼の場合の外、妄にすべき事ではありませぬ。

小兒の死ぬのは胃腸の病

小兒の死亡します原因を検べて見ますと過半は、胃腸の病であります。これといふのも、つまり、營養法の、よくないからの事であります。

元來、小兒の消化器は、其力が、まだ、不十分でありまして、齒は生え

生兒の看護法

胃腸の病で死ぬ兒が多

結婚と安産
す、咀嚼くこともなく、唾液も缺乏く、胃腸も至つて軟弱くありますから、
少しでも、食物の性質や、其分量が不相應でありますと、須臾も、之れに
堪えることができませんので、忽ち、胃腸の働に變動を起すからでありま
す。

乳母の撰擇法

乳母の撰擇は醫師に托まなければなりません。乳母に適する性質の概
略を述べますれば、
乳母の年齢は餘り若くても、よくないし、また、餘り老たのもよくない
のであります。一番よいのは二十歳から三十歳位で、健康で、乳房の發育
がよく、乳頭が突出て、乳汁の出がよく、性質も溫和でなければなりません。
初産の者よりは經産のものがよいのであります。素行の悪いもの、不正
つたもの、無責任、不忠實の者などには、無論、愛兒の養育を托するこ
とはできません。生活法として注意しなければならぬことは、次の通りで
あります。

- (一) 身體殊に胸部、手等を清潔にさせ、また、毛髮、虱、疥癬のやうな皮膚の病氣あるものは、治療せねばなりません。
- (二) 相當の運動をさせること。
- (三) 睡眠の時間を十分に與へること。
- (四) 相當の滋養分を含む食料を與へること、然し、從來、慣れた生活法を急に變へますのは、却て、乳の分泌が、わるくなるやうな事がありまますから、運動でも、食物でも、遽に變へず漸次に改良するものがよろしいのであります。

乳母の起源

此の事は昔、ある雜誌で一寸讀たことがありますから茲で讀者に受賣をいたします。
さて乳母といふものは、何時の頃から出來て、そうして、何いふ必要から始まつたかと、申すに、我が日本は、上代の頃には、種々な生兒の看護法

人種が混ざつて居りましたが、其内、或る人種では女の勢力所謂女權が盛んでありまして、今と違ひ、女が一家族の長であつて盛に權威を、ふるつた者であります。かやうな社會組織では、部落と部落との間に、



戦争が始まつたり、其他の事件が起りました場合には、女が先に立つて事をとるといふ有様でありますから、女の族長は軍國の務に忙殺はしく、内の事などを介意つてを暇がないので、とても、子供などを自分で育てる餘裕がありません。つまり、家庭の事も自分で務め、軍國の務も自分で盡すというやうに、同時に内外の事を一身で處置することができないので、族長である女は、家庭の内の事は他人に委託せて、おいて、外の事の爲め即ち國の爲めや社會の爲めに働くといふところから、子供に乳を與へるもの所謂乳母の必要が起つた

のであります。

それですから、乳母といふものは、日本歴史の最初の頃からあつたもので、近代初まつたものではありません。そして、今日の乳母のやうに下婢同様のものではなく、乳兒に對しましても、亦た家庭に置きまして、相當の權威があり、なか／＼幅を利かせたもので、此風が、すつと後世にまで遺つてをりました。

源平時代にも、鎌田兵衛と申す武者は源義朝の乳母の子であると、いつて、威張つたものであります。兎に角、源平時代までも、乳母が重要な位置を保つて居りまして、かなり、幅を利かしたやうであります。

* * *
お乳母日傘といふ諺(骨董集)

今の世、いやしき者の、人にはこるに、お乳母日傘にて、そだちたる者ぞといふ諺あり。昔は乳母をめしつかふほどのしかるべき者の兒

生兒の看護法

前掲の挿畫と對照して御覽遊ばせ。ひがさは一寸雅なもので田舎では、まだチラホラ見受けますが昔はひがさがはなくひがらがかとと言つたものと見え、古書にはひがらかかとふり假名がしてあります。

には、日傘をさしかけさせたるゆゑに、さはいふゆゑ。そのからかさ
は、丹青もて、さまざまの繪を、かきしなり。ことに、菱川が繪に、
おほく見えて、延寶、天和、貞享の比、もはら、もちひたり。これ、
近き世までもありしが、今はたえて、諺にのみのこれり。

牛乳の營養

人工營養法

母親や乳母の乳でなく、すべて、この外の物で小兒を養育てますのを、
人工營養と申すのであります。此の營養法は、前にも述べました通り、母
親の乳が、どうしても飲ませることが出来ぬか、又は、乳母も、適當な
が得られないといふやうな、不得已場合に用ゐまする方法でありまして、
決して輕率しく行てはならぬ、といふことを忘れてはなりません。重複や
うですけれども、再た、茲に御注意致して置きます。
それで、人工營養には、驢馬や山羊又は牝馬の乳汁が至極佳良いので
けれども、一番得やすく、便利で而かも適當なのは、牛乳であります。

それ故、一般に牛乳を用ゐますが、牛乳は勿論、母乳とは性質が異つて居
りますので、自然消化が悪うございますから、小兒の年齢に應れて、稀薄
めなければなりません。それに人乳よりも、甘味が少くありますから砂糖
などを加入れて、甘味を増す要がありますし、また消毒する必要がありま
す。搾り採つて飲用までには種々な細菌などが混入ります。牛乳を搾り採
る牛舎へ參つて見ますと其不潔なことと、消毒しなければならぬといふこ
とがよくお分明になります。人工營養に注意しなければならぬ必要の事は、
次の三件であります。

- (一) 清潔な牛乳を飲ますこと。
- (二) 年齢につれて、稀釋め、適當な量を飲ますこと。
- (三) 乳を哺ます時間を堅く守ること。

牛乳は母乳よりも、消化れます時間が長く、二時間から、二時間半かゝ
ります。故に母乳よりは少し長く間を置いて、飲ませるがよいので、少く
とも二時間半から、三時間の間を置かなければなりません。前にも述べま

した通り、牛乳は不潔となる機会が、多くありますから、餘程注意しませぬと、清潔に保ち難いのであります。そればかりでなく、病氣にかゝつて居ります牛の乳汁は、病を起す細菌が、入つて居ることがありますから、飲んで、人の身體に害のないやうにしますには、少しも、細菌のないやうにせねばなりません。此細菌を殺します爲に、規則通りに、稀釋めました牛乳を煮沸します。然し、沸騰してから餘り長時五分から十分以上沸騰てはなりません。

小兒に飲ます度に、製るのは煩雜でありますから一日分か又は半日分を製り置き、冷い處へ貯へ置くのが、よいのであります。

煮沸まして消毒ができましたも、一度、蓋をとりますと、空氣中から、また細菌が飛び込みまして、折角の消毒も、無益となりますから、使用までは密閉せる儘おかねばなりません。かく、密閉した瓶を、其まゝ温湯の中へ入れ、度々振盪まして、適宜の溫度に温めて、飲ますのがよいのであります。別段六ヶ敷いことではなく、酒の燗をするのも、同じ事でありま

す。溫度を知りますには、手で瓶を握つて見れば分ります。または、龜の子煎餅を焼くとき、焼き型を頬のところへ持つて行つて、熱さ加減を計ますが、それと同様に頬の處か、眼瞼の處へ持つて行きますれば、溫度を知ることができます。冷たくもなく、あつくもなかつたならば、體温と同一であります。決して瓶の口を取り去つたり、指を入れて味つて見るなどしてはなりません。やはり、細菌の入る憂があります。よく、來客に供す酒の燗をするのに、指を入れて舐めて見る婦人もあります。よく、知らぬが佛とは申せ、随分不潔な話です。授乳せやうといふ直ぐ前に、瓶の口を開き、これに、ゴム製の乳嘴を箆めて哺乳させます。此乳嘴も、細菌などが附着いて居る心配がありますから、授乳後は、丁寧に、洗ひ乾かし、瓶底に残る牛乳を捨て、附着ついで、をります牛乳を、よく洗ひ去します。これには、砂、南京玉を入れて、洗ふのが、よいのであります。若し飲ました瓶の牛乳が、残りましても、決して、また、之を飲ましてはなりません。

煉乳はよく遊ばすなひけ

牛乳の素人試験法

十分消毒のできました牛乳ならば、ゴム蓋さへ、密閉たまでおきますれば、一日や二日経ちましても、哺乳ませて差支はありませぬ。邊鄙なところで、牛乳の得られませぬときは、已むを得ませんから、ゴンドンヌミルク(煉乳)を用ゐても、よいのでありますが、これは、牛乳に比べまして、勿論滋養分がすくないのであります。また、一度用ゐました罐はなるべくよく、密閉しまして、不潔とならぬやう注意するのが、肝要であります。之を稀釋めますには、一度煮沸した水を、用ゐるのがよいのであります。

小児が啼泣します毎に、ゴム製の乳嘴や、布片をまいて乳頭のやうにして、口中に含ませますのを、よく見受けますが、これは、よくないのであります。不潔になりますばかりでなく、嘔下んだり、または、咽喉を塞ぐやうな過ができます。

牛乳の良否

牛乳の良否を、試験を用はず、簡単に試験する方法は次の如くであります

す。

- 一 牛乳一滴を爪の上に落して見ますに、球状になりますのは、良い乳であります。
- 二 水を洋盃に一杯入れまして、其の中へ、牛乳二三滴を落して見ますに、牛乳が其の儘、すぐ、洋盃の底に沈みますのは良い乳であります。若し水の中に、散つて、解けてしまひましたならば、これは、稀薄い牛乳であります。
- 三 牛乳瓶の内側に附着いて居りますのを、火で、燻つて見ますに、若し、其の儘、乾燥いて、白くなりますときは、米泔汁等を混ぜた疑があります。良い牛乳では、脂肪が溶けて流れますのが、通常であります。
- 四 温めて、凝固まりますのは、腐敗た徴であります。

ソクスレ氏牛乳消毒装置

この消毒器は、別段、複雑い装置のものではなく、唯一度に、五六本の生児の看護法

牛乳消毒器

瓶の牛乳の消毒が出来まして、便利でもあり、また、完全に消毒ができるのであります。近來は、これに似寄た二三の消毒器もできてをります。何れも、餘り高價くはありませぬから、一般に、使用することができ、至つて、便利であります。

此の器械は、普通の牛乳瓶に似た、凡そ、一合位容る瓶が三本、又は、五本一組となつて居りまして、ゴムの圓い扁平い蓋があり、瓶を挿込む瓶座があります。此瓶座へ三本なり、五本なりの牛乳瓶を挿込み、之を容れる消毒罐がありますから、其の内に入れ、水を牛乳瓶の肩の邊まで入れて、罐の蓋をして、火にかけて煮沸するのであります。一度に、半日分なり、一日分なりの牛乳を、適當に稀薄めまして、これを、各瓶に一回の分量を分けて入れ、ゴムの蓋を當てがひ、消毒します。沸騰してから五分か十分間経つたらば、罐を下ろし、少し冷てから瓶座を取り出します。牛乳が冷えるにつれて、ゴム蓋は、瓶の口に吸ひ付いて、とれないやうになります。此蓋は、飲すときまで、決して去つてはなりません。かやうに消毒ができま

したならば、これを冷い所に貯へて置くのですが、井中に冷し置けば、尚佳いのであります。飲ませます前に一瓶づゝ入用だけ、適宜に温めて、飲ませるので、此ときは、煮沸してはなりません。近頃、殺菌乳だとか、蒸

汽消毒乳だとか、乳屋が申して配達して居ますが、完全に消毒ができて居ればよいですが、安心が出来ませぬ故、それよりは、生乳を取り、各自に嚴密に消毒した方が、安全でよいのであります。

牛乳の稀釋法や、用量、哺乳の回数などの、一目にて瞭然とすやうに、次の表を掲げます。

一回に、何の位、一日に、どのくらゐ飲まして、よいかなどお尋ねになる方がありますが、初生児が一度に飲む量は、母乳ですと、生後五六日間、

コーヒの匙に一二杯から五六杯位で足りませんが、牛乳ですと先づ、其二倍量をのませなければなりません。満一ヶ月の小児では、母乳では一回の



生兒の看護法

此方法を
守りなさい

結婚と安産
量三勺半位、牛乳では六勺位であります。

牛乳の稀釋法と哺乳の度数

年齢	うすめ かた	稀釋の度		稀釋めたもの 一日の用量	哺乳の 度数
		牛乳	水		
第一週	一杯と	三杯	一	凡二勺半—一合九勺	二時間か 二時間半おきに一 回
第二週	一杯と	三杯	三杯	凡二合五勺	六回から八回 夜間はなるべ く哺乳せない
第三週	一杯と	三杯	三杯	凡三合	
第四週	一杯と	二杯	二杯	凡三合三勺	
第五週	一杯と	一杯と 等分一杯	二杯	凡四合四勺	
第六週	一杯と	一杯と	一杯	凡四合九勺	
第七週	一杯と	一杯と	一杯	凡四合九勺	
第八週	一杯と	一杯と	一杯	凡四合九勺	
第九週	一杯と	一杯と	一杯	凡四合九勺	
第十週以上	一杯と	一杯と	一杯	凡四合九勺	

煉乳の稀釋法

年齢	うすめ かた	稀釋の度	哺乳の 度数
第六月	二杯と	一杯	凡五合二勺
第七月	二杯と	一杯	凡五合二勺
第八月	二杯と	一杯	凡五合五勺
第九月	二杯と	一杯	凡五合五勺
第十月	二杯と	一杯	凡五合五勺
第十月以上	二杯と	一杯	凡五合五勺

のがよい

年齢	うすめ かた	稀釋の度		哺乳の 度数
		煉乳	水	
第一週	一杯と	二・四杯	一	凡五合二勺
第二週	一杯と	二・四杯	二	凡五合五勺
第三週	一杯と	二・四杯	三	凡五合五勺
第四週	一杯と	二・四杯	四	凡五合五勺
第五週	一杯と	二・四杯	五	凡五合五勺
第六週	一杯と	二・四杯	六	凡五合五勺
第七週	一杯と	二・四杯	七	凡五合五勺
第八週	一杯と	二・四杯	八	凡五合五勺
第九週	一杯と	二・四杯	九	凡五合五勺
第十週	一杯と	二・四杯	十	凡五合五勺
第十週以上	一杯と	二・四杯	十	凡五合五勺

生児の看護法

第 ^一 月	第 ^二 月	第 ^三 月	第 ^四 月	第 ^五 月	第 ^六 月	第 ^七 月	第 ^八 月	第 ^九 月	第 ^十 月	第十月以上
一杯と	一杯と	一杯と	一杯と	一杯と	一杯と	一杯と	一杯と	一杯と	一杯と	一杯と
二十杯	二十杯	十八杯	十八杯	十八杯	十八杯	十五杯	十五杯	十五杯	十二杯	十二杯

おしゆ

牛乳を稀釋めたり、腸胃の疾患のとき、一時粥汁を用ゐることがあります。今一寸その製法をしるします。米五勺に水五合五勺の割合に加へまし

粥汁の製法

て煮沸してから後三十分間其儘になし置き、其上澄を採りますと、三合の粥汁がとれます。粥汁は木綿布片で濾過して用ゐるのがよいのであります。粥汁や粥米で稀釋めました牛乳は、甘味が少う御座りますから、砂糖か水飴等を加なければなりません。其割合は十分の一即ち粥又は牛乳五勺に付二匁半の割合であります。

蘇口瘡

これは、口中や舌へ乳かすのやうな白い小さい斑状の苔が出来ますのであります。乳かすであると思ひ餘り氣を留めない方も多くあります。一般に、乳を哺せませ前後に乳頭を消毒せず又た、吸乳器の吸子の不潔なのを有るので、出来るのであります。速に周圍に蔓延がるもので、甚くなりますと口腔全面に蔓延り乳を飲む妨となり疼痛が劇しく腸胃の障碍を續發しまして危険に陥ることがあります。殊に牛乳營養兒には一層注意しなければなりません。乳を授せませました後は、清潔な軟い布片、ガーゼなどで小兒の口邊ばかりを拭ふやうにしまして、口中は、拭はない方がよいので

生兒の看護法

あります。口中を拭ひますのは損傷が生やすくつて、却て、よくないのであります。

何時、乳を離してよいか

離乳 分娩後、凡そ、十ヶ月も経ちますと、母親の乳汁の分泌が、次第に減少しまして、乳汁の性質も小児の營養に適しないやうになります。それゆゑ、此の頃から、小児の状態によりまして、次第に、牛乳や粥湯や粥の薄いのが、肉汁、鶏卵の半熟などを副へて食させ、母の乳を哺ませる分量を減らし、かやうにしまして、乳を離しやすいやうにしなければなりません。この時期には、假令、時日が長くかかりましても、漸次に乳を離す様にすませる回数をおくしまして、一晝夜に一二回にする様にしますのがよいのであります。若し急速に乳を離しますと小児は頻りに啼きまして、食物をやりましても、又、餓ても口が渴いても少しも飲も食べもしないやうになり、身體が終には衰弱まして病氣を起すことが屢々あります。

乳はなれのとき

又一方には季節を考へなければなりません。梅雨の頃から、夏にかけては、腸胃の障害を起し易いものでありますから、満一年になりましても、尙、延ばしまして、秋になつて後、初めるやうにし、また、四月頃、小児の年齢は、少しは早くとも、梅雨に入らぬ前、雑食の準備をするのもよいのであります。

世間では、情愛に溺れまして、何時までも、乳を飲ます婦人が多くございますけれども、これは、良くない事で、却つて、母兒ともに不幸に陥るやうな事が出来たします。大概満一歳内外で、乳を離すことが出来ますれば、母兒ともに、この上ない幸福であります。もし、母が、再た妊娠しましたならば離乳準備をしなければなりません。

満一年内外で離乳するがよい

小児の體重を計つて見ると

小児の健康を知る標準

小児が健康であるか、どうかといふことを知りますのに大切な標準となりますのは、體重であります。分娩の際に、初生児の體重は平均三千二百

生児の看護法

瓦即ち八百匁あるのが通常であります。今漸次成長しまして、各一ヶ月の終の小児の體重を表にして示しますと次の通りであります。

年齢	目方	年齢	目方
満一月	凡九百五十匁	満七月	凡一貫八百七十五匁
満二月	凡一貫十五匁	満八月	凡一貫九百六十五匁
満三月	凡一貫三百二十五匁	満九月	凡二貫七十二匁
満四月	凡一貫五百匁	満十月	凡二貫百匁
満五月	凡一貫六百五十匁	満十一月	凡二貫百六十二匁
満六月	凡一貫七百七十五匁	満十二月	凡二貫二百十二匁

一月毎、或は一年毎に、體重を測り、此表に對照して見ますれば小児が、相當に、健全に發育つか、發育が不完全か、何かといふことが、一目で瞭然ります。一年以上の體重表は、拙著『母の道と育兒』に掲出てあります。

朝貌や葉の養ひに日もしらす。

子 來

八 小児の疾病

小児の病と申しましても、其數が多う御座りまして、よく四百四病と申しますが、なか／＼それどころでは御座りませぬ。一々申上げましても、通俗には御煩雜く思召すばかりで、益のないことで御座りますから、委しいことは拙著『母の道と育兒』に譲り、茲には主に生兒に一番ありふれた、多い病氣と、日常御注意なさらなければならぬ、大切な事項を御話いたします。

小児といふものは、申し上げますまでもなく、自身で攝生法を守ること

小児の疾病

小児の疾
病やすい

も未だ知りませぬし、又た判然と病苦を訴げまする術を知りませぬ。哺乳
 児では殊に然様で御座りまして、何處かわるいところが御座りまして、
 自身で訴げ知らせることが出来ませぬ。何處か痛くつても、痒くつても、
 自身で訴せることが出来ませぬ。で御座りますから、哺育者の方で始終注
 意しまして、轉倒ばぬ前の杖で小兒が攝生の法を誤らぬやう心懸け、一寸
 でも病氣の模様が見えましましたならば、速く何處かわるいのであらふと洞察
 しまして、手遅にならぬやう早期に醫師の診療を受け、大事にならぬやう
 留意しなければなりません。

父母や、乳母、保姆の日常注意しなければならぬ事柄を一寸申上げます
 れば、

- 機嫌。顔貌。涕泣。音聲。睡眠。體位。皮膚。
- 呼吸。咳嗽。體温。脈搏。嘔吐。便秘。尿利。

小兒の笑ひ

などで御座ります。

小兒が笑ふか否かは、疾病の輕いか重いかを、判りますのに一番良い目
 標で御座ります。

小兒の顔貌は快潤てなくつてはならぬ

顔貌が何となく不快であつたり、沈鬱であつたり、蒼白かつたり、眼瞼
 が浮腫んで居りますのは、疾病のある徴で御座ります。疼痛や苦悶のあり
 ますときは顔を顰めましたり、不安状をしますることが御座ります。顔色
 が不安で上眼をつかふことがありますが、こういふときには痙攣の前兆で
 あることが御座ります。

小兒の體温

音聲の嘶嘎て居ますのは重い病氣の徴候であります。

小兒は大人よりも濇いやうであるとか、小兒の體温は何の位あるもので
 あるか、など仰しやつて、慈母様などが、よくお尋ねなさいますことが御
 座りますが、實際幾分か濇いもので、大人の平温、即ち壯健な者の平均温
 度は、攝氏三十七度で御座りまして、檢温器の刻度の、赤い線の引いてあ

るところで御座ります。初生児の體温は、出産れました當時は、平均三十七度二分五厘でありますが、それが一時間経たない内に、三十六度位に降り、時としましては、もつと低くなる事が御座りますけれども、其翌日になりますと、再た三十七度餘りの體温に復り、其後七歳に達りますまでは、大人の體温に比べますと、概して攝氏の二分二厘から、五分高温のが通常で御座ります。

それで小兒が何處か病いところが御座りますと、體温が上昇、即ち發熱することが屢々御座ります。で御座りますから、小兒が何處か異常があるやうに思召しましたならば、直ぐに體温をお測りなさいますが、よろしいので御座ります。檢温りますには、腋窩でもよろしいですが、御子供衆に股間の方が、御便利でよろしう御座ります。若し測ります部位が、濕つて居りましたり、汗などが發てをりましたらば、よく拭ひ去つてから、檢温器を挟まなくつてはいけません。近頃一分間など、申すお早いのも御座りますが、普通のは十分間の後とり出して、其刻度を御覽なさいますれば、

暗黒色をしました水銀柱が、熱の高さのところまで昇つて居ります。赤い線のところは三十七度即ち平温で、これより少いのは、お熱がないので御座ります、けれども各自個人によつて、平常の體温も異つて居りまして、三十七度よりも少し高い方もありますし、又た少い方も御座りますから、健康のときに各自の體温を檢べて置きますれば、尙ほ結構で御座ります。體温器は皆様の御家庭に、備へてお置き遊ばしますのが、御便利で御座ります。是非お備へなさいませ。檢温ました後は、檢温器を振つて、水銀柱を下げてお置き遊ばせ。

吐出した物の性状、色、臭氣をお檢べなさい

初生児や哺乳兒は哺乳の後で、少し身體を動搖しましたり、腹部を壓迫けますると屢々乳汁を吐くもので御座ります。けれども、又腸胃の障りがありましたり、腦の疾患や、熱病、傳染病の前兆であることも御座りますから油断は出来ませぬ。殊けて頻回嘔吐しましたならば決して放置しておいてはなりません。そうして吐き出した物は、何んな性状のものであるか、色は

ます。気がきいて間が抜けて居るといつたやうな譯この位の事は御氣がつかぬではない百も御承知で居らつしやいませうが、つまり、忙がしくつて手がひけぬとか、出るのが面倒であるとかいふ怠惰からこんなことになるので御座りませうが、決して多忙の煩雜と厭ふてはなりません。皆な愛兒の爲で御座ります。

大便を検べたらは、次の點に御注意が大切

緑色なの。白色で乳塊狀顆粒物が混る。水様な臭氣の強い。鼻汁の様な粘液が混る。血液が混つて居るか否か。

利尿の回数と性状に御注意

利尿の回数と尿水の性状も、やはり、注意しなければなりません。初生兒は、一日十數回の利尿のあるのが、普通で御座ります。尿が甚つて少ないのも、よろしくない、溷濁つて居ましたり、不透明なかつたり、血液が交つて居ますのは、重い疾病で御座ります。尿に異常が御座りますことが、認識されましたならば、早く醫師の診察を受け、其際尿を小瓶に移しとり、

小便御持参
あれ

携帶つて行つて、検査を乞ひやうになさいませ。尿水の検査は、至極必要で御座りますから。

小兒の便秘

乳兒は、屢々便秘を起し、二三日から五六日も便通がなくなつて、乳を吐いたり、不安くつて困ることが御座います。これは主に授乳法の不規則のによりますので、御座ります。殊けて、牛乳で養育てまする小兒には、營養品や、營養法の、不適當のに因りますのが多う御座ります。で御座りますから、之を治癒しますには、營養法を改善めますことに、心を用ひなければなりません。

一年以後 又は雜食をするやうになりました小兒が便秘の傾がありますならば、なる丈け、少量の林檎、梨、葡萄など果實汁、檸檬水いちご水のやうな食物を與へて便通をつけるのがよろしいので御座ります。

二三年以後の小兒で御座りましたならば、細挫にした野菜その中でも、菠蔞草がよいので、又た林檎のやうな熟れた果實をば細挫にしまして少量

ばかり食べさせますれば、効験のあることが御座ります。五六年以後、になりまして、尙だ相變らず、柔軟い食物ばかりを食べさせ、餘り過度に食事や食品の制限をしますと、却つて便秘の傾がつき、營養不良に陥ることが御座ります。注意しなければなりません。

臍帯の注意

臍帯はお産後三日目から十日目の間に乾燥して脱落するもので、平均五日か六日目が通常で御座ります。

臍帯の脱落しました後には、多少の傷面が残りますから、消毒法を厳重にしまして、不潔な物に觸らせないやうにしなければなりません。此脱落りますときは、種々の危険な疾病を併發することが御座りまして、生命を失すやうなことが御座ります。最も消毒法を嚴重にいたし、繃帯に注意しまして、決して輕忽に處置してはなりません。

笛の舍白す、此章は、これ丈では、眞に龍頭蛇尾で、未だ題の小兒の疾病の本領に入りませぬ。けれども、紙面の都合で、残念ながら涙

ながらに、これで訣別いたし、『母の道と育兒』で緩々再會の榮を得ることに致しました。何卒御見捨なく。然様なら失敬。

附録

この附録は、一般讀者諸嬢には、あまり有益な御話でも御座りませぬ。と申して、そう一概にも申されませぬ。お人によりましては、男女の差別なく、御職掌柄により、御参考にならないとも限りませぬ。御爲になることも御座りませう。蓼食ふ蟲も好きぶすき、こんな古めかしいことを附録にすると、お叱りになる御令嬢も御座りませうが、また中には、これはよいものをおかいて呉れたと、お譽め下さる御婦人も御座りませう。世は種々、十八十色、顔が異へば心も異ふ。お嫌な方は、おいやでよし。お好きなお方は、御遠慮なく澤

山召上がれ、否御讀あれと、徒然の御慰みまでに、かきつらねました。まあ、讀ても讀いでも同じ徒事と思召し、御意に適ひましたら、御閑暇の節、御一覽遊ばせ。されど、このまた次の一編こそは、題では産婆諸姉の外、御用はないやうに思はれますが、決してくそうではない。上つがたより、吾々下々に至るまで、何人も銘肝服膺せねばならぬ、緊要な教訓で御座ります。これは何卒徒事ではなく、是非とも誠心御熟讀を願ひたいので御座ります、と笛の舎謹みて申す。

産科昔ものがたり

題から、何んだか、古臭いやうで、笛舎は如何にも舊弊な事ばかり、好く様に思召すかは存じませぬが、決してそう云ふ譯では御座りませぬ。至極高襟男で、新しいことばかり申上度いのは、山々で御座りますが、大正の昭代、博士や大學者が、濱の真砂程もおありなさるのに、近時は殊に新博士が雨後の筍で、續々輩出せられまして、舶來の新しい珍しいこと

は残る隈なく、筆や口に喋々御披露になり、新聞、珍聞で皆様のお耳に胼胝が當りそうなので。従つて淺學寡聞笛舎如きの、拙き筆をふり舞す用も御座りませぬので舶來品は御遠慮申した次第ですが。しかし温故知新と申す、唐人の寢言も御座りますし、加之、學者や、偉人を御紹介申すも、何かの功德になりませうと存じまして、以下學者の業績やら、愚痴やら、面白お可思奇事ども取りませ、御聴に達します。不悪思召せ。西洋の熱に浮かされたのですか、かぶれたのですか、當今でこそ、何んでも彼でも、専門でなくてはならぬ。矢張、餅は餅屋だなど、いろは骨牌を引合に、何んでも専門に限ると被仰て、何の専門、彼の専門と、飛で入つしやいます様になりました。誠に結構な喜ばしい事で御座います。こ一昔前までは、何處の何の醫者も皆、八百屋さんで、何でも御座れの状態でありました。只、眼科産科ばかりは、御存じの通り、昔から眼醫者産醫者など、申し、都會は勿論、山間僻地に至るまで、専門であつたもので御座ります。殊けて産科の方は、本邦の醫學の中、最も早くから(徳川氏の

中世) 進歩して居つたもので、女醫博士など稱し、大家が澤山輩出られま
して、巧妙なる器具、靈活なる術式を發明し、救命の仁術を施された功績
は、非常なもので御座ります。

我邦の醫學が未だ漢醫方の積弊を受け、草根木皮を舐めて睡つて居た間
に、蹶然新機軸を出し、産科學のみ嶄然頭角を顯したのは、全く賀川氏歴
代の力で御座ります。

賀川氏第一世は玄悦先生でありまして、字は子玄と稱し、吠吠の育であ
りますが、醫術に心を用ゐられ、困窮し、凋落れて按摩にまで身をおとさ
れましたが、それでも學問を廢める様なことはせず、撓まず屈せず琢磨數
年、年四十餘の時、隣家の婦人の難産に遇ひ、苦心慘澹通夜熟考、翌朝に
なつて漸と名案成り、遂に胎兒を挽出しまして、母體の命を救ひました。
名聲は忽ち天下にばつと轟き亘り、時の醫人皆其名を聞き、其説を聽いて
蹶起發奮したのでありました。今の世の薄志弱行の青年少女、動もすれば
華嚴の瀧だの、人世不可解だのと、哲學のての字も解らぬくせに、不可解

今より二百
十五年から
百二十年の
間

蘭臺先生の
肖像は前に
掲げてあり
ます

もあつたものでは御座りませぬのに、可惜、父母のかたみの身體髮膚を、
無慘く捨てる、不孝ものも多う御座ります、何と慙愧入つた次第ではあ
りませんか。

玄悦先生は、『藥石で及ばない所は、手術でなければ、效驗なし』と申し
て連りに種々の術式を研究いたされまして、回生の術愈々精巧となりまし
た。中には、西洋人すらも猶ほ稱揚しておかないものが御座ります。

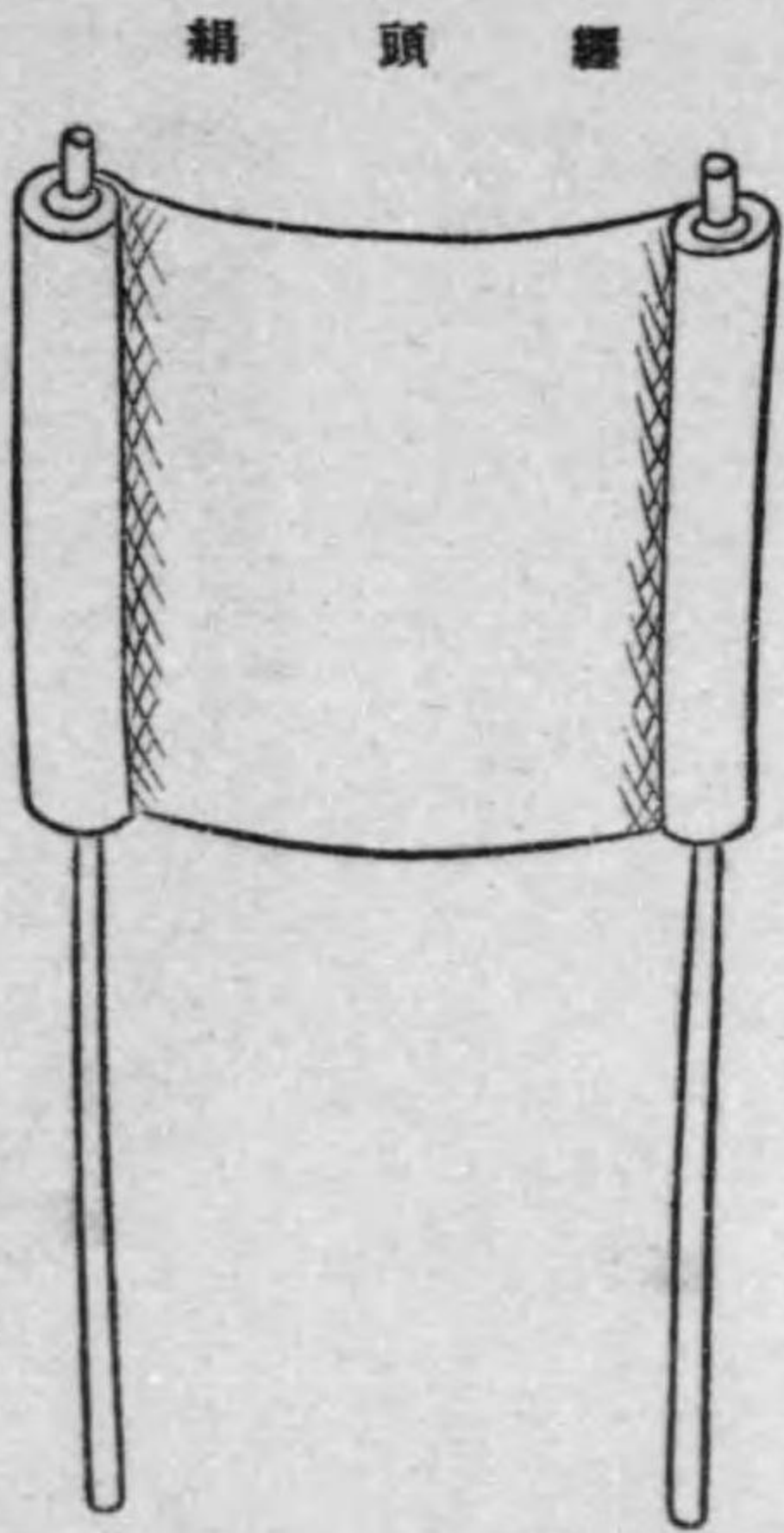
玄悦先生の嗣子、玄迪先生養父の業を續ぎまして、更に之を恢弘め、賀
川氏の二十術が始めて出来上りました。

玄迪先生は、玄悦先生の後を受けて、家統を嗣ぎしましたが、玄悦先生に
は實子二人ありまして、金吾玄吾(名は滿卿、號は有齋)と稱し別に家を成
しました。本家に譲らず、賀川氏の聲名を宣揚しました。

滿定先生(號は蘭齋)は玄吾先生の子でありまして、探領器を發明し、
其孫滿崇先生(號は蘭臺)は纏頭絹と申す、器械を創造しました。探領器、
纏頭絹の二器は、中々善い思付で、何れも同一目的に使用しましたもので、

我國の鉗子と、言つてよいもので御座ります。鉗子のことは、後章申述べます。

探領器だの、纏頭絹だのと申上げましても、御了解にもなりません。骨董じみては居りますが、其時代の器械としましては、中々よく出来たもので、笛舎も其意外に精巧であるのに喫驚しました。



纏頭絹

に通して牽引ので御座ります。また、これと似寄つた睡龍器と申すものが御座ります。

探領器は圓紐鯨と名けます鯨條と四の孔のある握圓木といふ圓い木の棒がありまして、鯨の條で兒領にかけ、これを圓木の孔

纏頭絹と申すのは、圖に掲出しました様に二條の細い鯨條（圓柱鯨）がありまして、其一端を割いて、これに、幅四寸、長二尺五寸の長絹の兩端を

扁鐵眼



纏頭絹を兒頭に蔽ひ絞りて扁鐵眼に貫き
牽出すところ



手拭で頬冠をする様に、兒頭を包み、包れたらば、鯨條を引き出して、絹巾の兩端を出し、鯨軸を抜去り、絹を束ねて、扁鐵眼の孔に通して牽引の

挿みまして、この絹幅を兩端の鯨條に巻轉て、兩方より巻ますれば、絹幅の兩端の軸は、中央で相寄り、一本の軸となる仕組で御座ります。早い話が手拭の兩端を細い棒にはさみ、兩端から巻きつけてゆき、中央で一所にすると思へばよいので、これを巻纏て一軸となし、挿入して鯨軸を逆轉し、絹巾を展開いて、

であります。これ等の發明よりは十年餘前、既に、上總、立野龍貞先生は、包頭器と申すものを、發明して使用せられました、纏頭絹と同工異曲のものであります。

今より八十五年

此外、滿崇の子滿載（號は蘭阜）の發明に整横紐と申すのが御座ります。奥道逸先生は號を劣齋と申します。整横術を改良して、雙全術と云ふのを按出しました、玄悦先生よりは、三十四年後れて、蛭田玄仙先生（號は東翁）出でられました、孕育の疾病でないといふことを論じ、其理を究め、助産の道を講じまして四方周遊て横逆を轉し、痛苦を救はれました。其術凡十目ありまして、眞珠球領と稱へました。

前に鉗子といふことを申しましたが、これは、西洋から參つた、産科安全鉗子のことでありまして、手近に言へば、煎餅を焼く器械の、菓子種を挟む部分に、窓孔を穿けた様なものであります。煎餅焼器は、指を食へ口を開いて、煎餅屋の前に、御立になつた時代もありませうから、皆様もよ

く御存じで御座りませう、または、釘抜か、やつとこを大きくした様な構造のもので、二葉が取りはづしの出来る様になつて居ります。これは凡そ二百年五十年前に、チャンバレンと申す、英國の産科醫が發明したもので、當時使用しますものも、つまり、これから漸々に改良に改良を加へて來たもので御座ります。

我邦で賀川氏一統や其門下が輩出しまして、これと同様の器械を發明しましたのも、殆ど此年代であります。外の醫學は、泰西に負けて居りましたも、産科ばかりは、此時代に既に我邦獨特の發明で、中々偉大いことを行つて居りました。西洋では英國のチャンバレンが、發明はしましたものの、人情は古今東西何處も同じ秋の夕暮で、往昔は先祖傳來秘傳、家方などとして、妙藥、秘術は、眞に秘術で、皆な秘密にいたしましたして、其一家族以外には、傳授いたしませぬ。專賣特許だの新案特許だのといふことのない世の中それもその筈心血を濺いだ秘術でありますから、チャンバレン兄弟も御他聞に洩れず、名譽と利慾とで、其子から孫と、子孫に傳へて行く

附 録

二二七

筈であつたのが、好事魔多しで、秘藏品は讀で字の如く、秘密庫に入つたきり、寶の持腐となり、孫のチャンパレンに至つて、秘術は却つて魔術にかゝり、大失敗を演げました。萬金の傳授料も、こうなつては、二足三文の價値もありませぬ、國に歸つて大言を吐いては見たものの氣が濟まず、遂に他國に高飛して漸つと賣り飛ばしました。これが、それからそれへと轉々して他の醫者の手に入りましたが、終極のつまりが開けて喫驚玉手箱味増をつけたも無理はない。秘藏の御本尊様は鉗子の片割であつた。欺瞞されて居つたのであつたといふ滑稽談もあります、それや、これやで、世間一般に擴りましたのは、今より百八十五年前のころで御座ります。全體この鉗子といふ器械は前述通りの二葉で一組となり胎兒の頭を挾へ出だすので、今、出さなくつては、母の命が危い、胎兒が死でしまふといふ瞬間を争ふ場合に、胎兒を殺さずに、生ながら出すといふ目的の器械で至極便利な産科醫の重寶で、胎兒救命の重要な武器であります、兒頭を挾んで出すと申しても、中々口で申す様に、容易いものでは御座りませぬ。

兒頭が右を向て居るやら、左を向て居るやら、一定の方法はありますが何分暗中摸索で、思つた様には參りませぬ。母兒兩人の生命を預る産科術者の苦心は一通りで御座りませぬ。動すると、眼窩の邊へ、壓痕がつくことが御座りますが、壓痕位は、何でもないことで、全體この兒は此器械のお蔭で命拾をしたのです。容貌の少し醜い位は、御用捨を願はなければなりません。けれども皆様はそんな斟酌もなく、九死に一生を得ました、命を救けた大恩をそつちのけにして、謝辭どころか却つて一生御恨みなさる方も御座ります。

あ、生れが生れ、いや、昔ならば、これでも大小腰刀さして威張つたものですが、世が世ならば、こんな憂き目も見ます。來世はどうか、華族様の令息にでも生れ變つて、二度と再び醫者にはなりたくない。産科醫にはなりたくないもので御座りますと、この笛舎深く鬱ぎ込んで、時折は涙に咽ぶのであります。

以上は、歴史と申す程のものでもない。失禮を願す愚痴や泣言を述べて

皆様の御頭痛を増させ申す心底でも御座りませぬ。昨夜、一寸、見つかりましたから、筐底から、拾ひ出しまして、清聴否御笑談を煩しいと思つたので、斯の如くで御座います。

次の一篇は、とりあげば、心得草の著者が、昔も、昔し、大昔の穩婆に望むところを、ものせし序文なり。されば、近代の助産婦には、用なきとなれど、文意いと、面白ければ、こゝに、書きつらぬることゝはなしぬ。

穩婆に望む

人間一生の果福といふもの、みな、定ありて、士農工商僧醫産婆、それぞれの世わたりも、皆、未生以前に、賦たる天命の免がたきものなれば、厭とも厭べからず。求とも、求得んや。すべてのこと、上は下に佐られ、下は上に治られ、あひとともに、力を合て、世を濟ものなれば、役丁、轎夫の賤きものといへども、なければ、事をかくゆるに、事業のかく區に別た

るも、みな、天地化育ところの具にして、その一をも少べからず。故に賤め悔べき人とはなし。まして、産婆のたぐひは、死生に係る一大事を任として、容易ならぬ業なるを、人に賤侮るゝこと、そのゆるゑ、いかにといふに、みな、その術に拙く、志篤からずして、みづから、これをとれるものなり。もとより、生命に關る職なれば、その設心の善と、惡によりて、日に福慶をも積、また罪惡をも重るものにて、たとへ、過により母子の命を断つことあるも、もとより、故と爲るにもあらず。刃をとりて、人を殺したぐひにあらねば、君主の罰は免れずとも、天道の照臨明察なれば、つひにはかの定りたる、果福のうちにも、おもはぬ災咎にあひて、よからぬ終焉をもとげ、その餘殃を、子孫にまで及ぶこと、豈、畏べきことにあらずや。凡そ、世の中に、生とし活るものゝ、いのち惜しとおもはぬはなく。そのをしと、おもふ心を、心とすれば、天地生々の道に合ひ、これに逆て、その生命を殘害は、天地の心に背がゆるに、其罪いかでか免得べき。つねに、みる瓜葛の、はひまつはるべき垣を、たづねて、蔓延ゆくことは、眼あり

て見るかと疑れ。巖の穴に壓迫れ、からうじて、發生る草木の、まがりな
りに、空をさして、直遂を、おもへば、手足ありて、探索かたあやしまる
るがごとく。蟲魚鳥獸の命をしまて、奔忙、飲食を利るのみならず、草木
も、また、みづから害をいとひ、生を欲こと、かくの如し。まして、萬物
の長たる人間の命は、その貴こと、鳥獸草木の比類すべきにあらず。され
ば、四民それく、の世わたり、肝要なる中にも、醫士、蓐母の輩は、かゝ
る貴重の人命に係ところにして、忽略すべきことにはあらず。とりわけ、
收生媼のつとめは、心を勞するのみならず、不淨を執業なれば、好で爲べ
きにはあらねども、壯にして、夫にわかれ、託べき子なども、なければ、
不得已の世わたりとするもの、なきにしもあらざめれど、すでに、産婆と
なりたらば、これを糊口とのみ心得て、たゞ、時のまさへ合ぬれば、事た
れりと、おもはんこと、罪いとふかきことぞかし。前にも、いふごとく、
武門に生れ、商賈となり、或は緇徒、産婆となることも、これ、みな、こ
の世に生をうけざるはじめより、定たることにて、その人々に具れる職分

なり。又、業を轉じて醫となり、俗を出て僧となり、夫に後て産婆となる
も、たとへ、おのが、もとより志願ところなりとも、皆、冥々中に定りあ
ることにして、天地の自然に、よるものなり。ゆゑに、世の産婆たらんも
の、よく、この道理を辨知て、その存心だに、よろしければ、不淨と
りあつかふたびごとに、身の罪過を滅し、菩提を植る種となりて、後生願
の珠數つまがり、稱名誦經するよりも、はるかに、まされる善根となるべ
く、かへつて、かゝる活人手段を職となすこそ、もつとも、果福の勝因も
のにて、よろこぶべきことにぞありける。さすれば、もと、その報を待て、
身の生計とせんがためながらも、いま、陣痛はなはだしく、腹剖るがごと
き苦楚を、眼前みるときにあたりては、その報の多寡いかでか、心にうか
ぶべき。たゞ産婦と、もろともに、心を惱め、はやく免身せんとおもふの
外には、慮他なかるべし。しかるを、かゝる痛苦を視ながら、なほ、名利
の心を、はなれずして、慘忍なる行ありては、おもはぬ詬辱をとりて、世
の話柄となるのみか、天網必漏がたきこと、そもおそろしとは、おもはず

や。こゝに、いたりて、慈心あるものは、百計して、その苦を救得させんと、おもひながら、困澁危険の症に、いたりては、その術精到ならでは、中々救活べきことに、あらねば、坐これを視のみにて、その人を殺にいたりては、その罪や、ひとしかるべし。……近ごろは、産婆にも、これを用品のありとか聞およぶ。その旨趣は、小の蟲をころして、大の蟲を助るが、道にかなへることぞなど、俗諺を遁辭にすれども、胎兒の賢愚、豫知らるべきにあらねば、蟲の大小に譬へんことは、いと不倫ことぞと、おもはる。……人を救ふこと、また多かるべしとて、この書を述る志は起れるなり。

希は、世の收生婆、よく意を潜て、今述るところを、朝夕事實に驗ば、生民を濟こと幾ぞや。かくすれば、自家富、身榮て、侮慢らるゝこともなく、却て、産婆になりたる宿因を、よろこぶことあるに、いたるべきなり。必く、我慢偏執の心をもて、吾に術あり、いかでか、かゝる迂遠の説をもちひ、煩きことを、もとめんやと蔑棄て、いよくその罪を重ことなか

れ。これ、予が穩婆に望ところなり。

附録の附録

一寸氣がつかしましたから、筆の序に附録の附録として書き添へたいと思ひますのは、他の事でもない、傳染病患者があつた場合のことである、傳染病と申しても數多いことでありますが茲で稱すのは八種傳染病のことでありませう。此等の傳染病に罹りますと、公衆衛生の爲め是非其筋へ届出で法律に遵て豫防法を施行して貫はなければならぬのであります。が。開化たと申してもまだ、野蠻のところも多く都會でもそうですが殊に地方となりますと没分曉漢が多く、赤馬車が何だの、白衣の消毒が嫌だの、避病院へ入院れば死んでしまふなど、騒ぎたて、醫者が悪意で地獄か牢獄へでも壓制に禁錮するやうに誤解し醫者を恨む者が多く、自己の家族の爲め公衆の爲といふことに思ひ

八種傳染病に記載してあります

及ぶ者が少いには頓と閉口困却いたします。其理由を咀嚼で含めるやうに説き聞かしまして到底も耳には入りませぬ。避病院へ入院すれば、手厚い、そうして完全な處置がして貰へます。決して厭に思ふてはなりませぬ。勿論早く隔離しますれば家族打揃ふて枕を並ぶるといふ悲惨な目に逢ふことも少いのであります。皆様先年流行しましたベスト、發疹チフスの恐ろしいことや、容易に撲滅の出来ないことも御存じて御座りませう。我身の爲め他人の爲め御誤解のないやうに、一般讀者の御一覽を願度、傳染病豫防法の摘要を次に、

傳染病豫防法

第一條 此法律に於て傳染病と稱するは虎列刺、赤痢、腸窒扶私、發疹室扶私、猩紅熱、痘瘡、實布埤里亞格魯布を含む及「ベスト」を謂ふ。
前項に掲ぐる八病の外、此の法律に依り豫防方法の施行を必要とする傳染病あるときは主務大臣之を指定す。

第二條 傳染病流行し若くは流行の虞あるときは、地方長官は、其傳染病の疑似症に對して、此法律の全部若くは一部を適用することを得。

第三條 醫師傳染病患者を診斷し若くは、其死體を検案したるときは其家人に消毒方法を指示し且直に患者若くは、死體所在地の警察官吏、市長、區長、戸長、檢疫委員又は豫防委員に届出べし。其轉歸の場合亦同し。

第四條 傳染病又は其の疑ある患者若くは其死者ありたる家に於ては、速に醫師の診斷若くは檢案を受け又は直に其所在地の警察官吏、市町村長、區長、戸長、檢疫委員又は豫防委員に届出べし。

前項の届出を爲すべき義務者は一般民家にありては戸主若くは之に代るべきもの社寺公私立の學校病院製造所又は船舶會社各種事務所貸席興業場其他集會の場所に在りては其首長管理人又は代理人とす。

第五條 傳染病患者ありたる家其他傳染病毒に汚染し若くは汚染の疑ひある家に於ては醫師又は當該吏員の指示に従ひ清潔法及消毒法を行ふ可し。

第六條 清潔方法消毒方法は命令を以て之を定む。

第七條 傳染病豫防上必要と認むるときは當該吏員は傳染病患者を傳染病院又は隔離病舎に入らしむべし。

第八條 當該吏員に於て必要と認むるときは一定の日時間傳染病患者ありたる家其他傳染病毒に汚染し若くは汚染の疑ひある家の交通を遮斷し又は病毒感染の疑ひあるものを隔離所其他適當の場所に隔離することを得。

第九條 傳染病患者及其死體は當該吏員の認可を経るにあらざれば他に移すことを得ず。

第十條 傳染病毒に汚染し若くは汚染の疑ひある物件は當該吏員の認可を受くるにあらざれば使用授與移轉遺棄又は洗滌することを得ず。

第十一條 傳染病患者の死體は當該吏員に於て充分と認むる消毒法を施したる後に非ざれば埋葬す可らず。

傳染病患者の死體は醫師の檢案に依り當該吏員の認可を経て二十四時間内に埋葬することを得。

第十二條 傳染病患者の死體は火葬す可し但し所轄警察官署の許可を経たるときは此限にあらす。

傳染病患者の死體を土葬したるときは、三ヶ年を経過するに非ざれば、他に改葬することを得ず、但し公共の工事の爲、必要ある場合に於て、所轄警察官署の許可を経たるときは此限にあらす。

第十三條 死體を既に埋葬し、若くは埋葬せんとする場合に於て、傳染病患者たりし疑ひあるときは、當該吏員は死體及家屋其他に對し更に相當の處分をなさしむることを得。

第十四條 傳染病豫防上、必要と認むるときは、當該吏員は其事由を戸首長管理人又は代理人に告知し、家宅船舶其他の場所に立入ることを得、但し當該吏員たる證票を示すべし。(第十五、十六、十七、十八條略)

第十九條 地方廳官は傳染病豫防上必要と認むるときは、左の事項の全部、又は一部を施行することを得。

一 健康診斷又は死體檢案を行ふこと。

- 二 市街村落の全部若くは一部の交通を遮断し又は人民を隔離すること。
- 三 祭禮、供養、興行、集會等の爲、人民の群集することを制限し、若くは禁止すること。
- 四 古着、襪褌、古綿、其他病毒傳播の虞ある物件の出入を制限し若くは停止し、又は其物件を廢棄すること。
- 五 傳染病傳播の媒介となるべき飲食物の販賣、授與を禁止し、又は廢棄すること。
- 六 汽車船舶製造所若くは多人數の集合する場所に醫師の雇入、其他豫防上、必要の設備をなさしむること。
- 七 清潔方法消毒方法の施行を命じ及井戸上水下水溝渠芥溜周圍の新設改築變更若くは廢止を命じ又は其使用を停止すること。
- 八 一定の場所の漁撈、游泳又は其水の使用を必要なる日時間を制限し若くは停止すること。
- 九 鼠族驅除及之に關する施設を爲さしむること。

第十九條ノ二 傳染病に汚染したる建物にして、消毒方法の施行を不適當と認むるときは地方長官は、關係市町村會の意見を聽き内務大臣の認可を得て、其建物に對し、別段の處分を行ひ且其處分の爲、必要なる土地を使用することを得。

前項の場合に於ては、損害を受たる建物の所有者に手當金を交附すべし。手當金の交附並に手當金額の決定に關し、必要なる事項は命令を以て之を定む。

第二十條 諸官廳築治監及官立の學校病院製造所等に傳染病發生し若くは發生の虞あるときは、其首長は、地方長官と協議し、此法律に準じ豫防方法を施行すべし。

陸海軍所屬の部隊、軍艦等に、傳染病發生し若くは發生の虞あるときは、其首長は、此法律に準じ、各其所定の規則に依り、又た必要ある場合に於ては、地方長官と協議し、豫防方法を施行すべし。

第二十一條 左の諸費は、市町村の負擔とす。

- 一 豫防委員に關する諸費。
- 二 市町村に於て施行する清潔方法、消毒方法及種痘に關する諸費。
- 三 豫防救治の爲め雇入たる醫師、其他の人員並に豫防上、必要なる器具、藥品其他の物件に關する諸費。
- 四 傳染病院、隔離病舎、隔離所及消毒に關する諸費。
- 五 豫防救治に従事したるものに、給すべき手當、療治料及其遺族に給すべき救治料、弔祭料。
- 六 第八條に依れる交通遮斷、隔離に關する諸費及交通遮斷、隔離の爲め又は一時營業を失ひ、自活し能はざる者の生活費。
- 七 市町村内に於て發見せる傳染病貧民患者並に死者に關する諸費。
- 八 市町村に於て、施行する鼠族を驅除及其施設に關する諸費。
- 九 第十七條の二に依れる家用水の供給に關する諸費。
- 十 第十九條の二に依り交附すべき手當金、其他市町村に於て、施行する豫防事務に關する諸費、(第二十二、二十三、二十四、二十五條略)

第二十六條 此法律、若くは此法律に基きて、發する命令に依り、清潔方法消毒方法を施行すべき義務者之を施行せず、又は之を施行するも、當該吏員に於て、充分ならずと認むるとき及必要の期限内に施行し得ずと認むるときは、當該吏員之を施行し、其費用は市町村をして、支辨せしむべし、此場合に於て、市町村は其費用を義務者より追徴することを得。私人に於ては前項の費用を指定の期限内に納付せざるときは、國稅徵集に關する規程に依り之を徵集す。

第二十七條 此法律若くは、此法律に基きて發する命令に依り、市町村又は私人に於て施爲すべき事項を施爲せず、若くは之を施爲するも充分ならずと認むるとき又は必要の期限内に施爲し得ずと認むるときは地方長官は府縣稅又は地方稅を以て、之を施爲し其費用を市町村又は私人より追徴することを得。

私人に於て、前項の費用を指定の期限内に納付せざるときは國稅徵集に關する規程に依り之を徵集す。

第二十八條 第二十六條第二十七條の費用追徴に關し不服ある私人は訴願法に依り訴願することを得。

第二十九條 此法律若くは此法律に基きて發する命令に依り當該吏員の指示命令したる事項を指定の期間内に履行せざる者は五圓以下の罰金又は科料に處す。

第三十條 醫師傳染病患者を診斷し若くは、其死體を検案したる後、十二時間以内に届出を爲さず又は虚偽の轉歸届を爲したるときは五圓以上五十圓以下の罰金に處す。

第三十一條 第四條第五條第九條第十條第十一條第十二條に違背したる者交通遮斷を犯したるもの又は醫師に請託して、第三條の届出を爲さしめず、若くは其届出を妨げたる者は二圓以上二十圓以下の罰金に處す。(以下三十二條乃至三十六條略)

傳染病豫防法に依る清潔方法及消毒方法

第一章 清潔方法

第一條 清潔方法の要項左の如し。

- 一 傳染病患者ありたる家に於ては、殊に、患者の居室其の他の病毒汚染の疑ある場所に注意し消毒方法の施行を了りたる後掃除を行ひ、其の塵芥は、之を焼却すべし。
- 二 家屋掃除の際、床下の塵芥其の他の不潔物は、之を取り除け焼却すべし。
- 三 傳染病患者ありたる家の井戸流、臺所流、便所又は芥溜の掃除を要するときは、消毒方法の施行を了りたる後、之を行ふべし。但し必要の場合には修理改造及井戸浚を爲すべし。
- 四 ベスト病に對しては、前各號の外、屋根裏、天井、羽目板間、床下等に就て鼠族の搜索驅除を行ふべし。
- 五 傳染病に汚染し若くは、汚染の疑ある家に於て、施行する場合亦前各號を準用すべし。

第二條 傳染病流行に際し溝渠を攪拌するは、却て、病毒蔓延の媒介を爲すの虞なしとせず。必要の場合には、消毒藥生石灰末若し石灰を投じたる後浚渫すべし。

第三條 傳染病の流行前又は流行後に於て、清潔方法を行ひ、家宅の掃除溝渠の浚渫をなす場合に於ては濫りに、消毒藥を撒布すべからず。

第四條 溝渠を浚へたる汚泥塵芥は、直に一定の運搬器に入れ、健康上、有害ならざる様、一定の場所に棄つべし。汚泥を路傍に散逸せしめ又は之を堆積すべからず。

第二章 消毒方法

第五條 消毒方法は、左の四種とす。

- 一 焼却
- 二 蒸汽消毒
- 三 煮沸消毒
- 四 藥物消毒

第六條 焼却に適するものは左の如し。

一 傳染病患者若くは、死體に用ひたる被服、臥具、布片、便器其他の器具等にして、甚しく病毒に汚染し消毒後、再び用に供する目的なきもの。

二 傳染病患者の吐瀉物其他の排泄物及塵芥、動物の死體等。

第七條 蒸汽消毒に適するものは、左の如し。

一 衣服、臥具、布片等總て、絹布、綿布、麻布、毛織物類。

二 硝子器、磁器、其他鑲製若くは木製品類等にして、汽熱に堪ゆる者

第八條 蒸汽消毒を施行するときは、左の各項に注意するを要す。
一 革類、革製品、漆器、其他の塗物類、護謨製品、護謨附品、糊附品、膠附品、毛皮、象牙、鼈甲、角の類は物品を損するを以て、蒸汽消毒を避くべし。

二 被服類に蒸汽消毒を施すには、豫め、袖中又は衣囊中を檢索し、若し、彈丸、火藥等爆發又は發火し易き物品あるときは、之を取出すべ

し。又た消毒中他物に染色の恐あるもの等は、蒸気消毒を避くべし。
三 蒸気消毒は、流通蒸気を用ひ、成るべく消毒器中の空気を驅逐し一時間以上攝氏百度以上の濕熱に觸れしむべし。

第九條 煮沸消毒に適するものは、蒸気消毒に適するものと同じ。
煮沸消毒は、消毒すべき物品を全部水中に浸し、沸騰後三十分間以上煮沸すべし。

第十條 藥物消毒に供する藥劑並に其用方は左の如し。

- 一 石炭酸水(二十倍)結晶石炭酸五分、鹽酸一分、水九十四分。
- 石炭酸水は、各種物件の消毒に適す。但し使用の際は左の諸件に注意すべし。
- 一 吐瀉物其他排泄物には、同量を加へ、能く攪拌すべし。
- 二 器具室内等を消毒するには、擦拭又は撒布すべし。
- 三 手足等を消毒するには、洗滌したる後更に淨水を以て洗滌すべし。
- 四 衣類等を消毒するには、鹽酸を加へざるものを用ひ、六時間以上

浸漬し其後常水を以て更に洗濯すべし。

一ノニ「クレゾール水」(クレゾール石鹼液六分水九十四分)。

「クレゾール水は各種物件の消毒に適し、其用量及應用は石炭酸水に準すべし。

二 昇汞水(千倍)昇汞一分、鹽酸十分水九百八十九分)。

昇汞水は、陶器、硝子器、木製器具又は室内の消毒に適するも、飲食用器具、玩具の消毒、飲料水の滲透すべき場所の消毒及金屬製品糞便吐瀉物の消毒に用ゆべからず。手足等を消毒するには、洗滌したる後、更に淨水を以て洗淨すべし。

三 生石灰(少量の水を灌げば、熱を發して、崩壊するもの)。生石灰末(生石灰に、少量の水を加へ、粉末と爲したるもの)。生石灰末は用に臨みて、之を製し、吐瀉物其他の排泄物、溝渠等の消毒に用ゆべし。吐瀉物其他の排泄物を消毒するには、少くも其容量五分の一を投じ、能く攪拌すべし。

四 加里石鹼又は緑石鹼。

加里石鹼又は緑石鹼三分を熱湯百分に溶解し、使用の際には、加熱するを要す。

加里石鹼又は緑石鹼は、不潔なる木製器具、戸、障子、床面等の消毒に適す。

五、「フォルムアルデヒート」

「フォルムアルデヒート」は「フォルマリン」を噴霧発生せしめ、又は適當の装置に依り、之を發生すべし。

「フォルムアルデヒート」を使用せんとする際は、左の諸件を注意すべし。

一 氣密に閉鎖し得べき消毒函内又は土藏造、洋風建物船舶汽車等にして、戸扉、窓孔等を密閉し得べき室内に非ざれば、之を使用すべからず。

二 消毒函又は室内の容積百立方尺に付「フォルマリン」四十瓦以上

を噴霧せしめ、若くは、「フォルムアルデヒート」瓦斯十五瓦以上を發生せしめ同時に約百瓦以上の水を蒸發せしむるの比例を以て、處置したる後七時間以上密閉し置くべし。

「フォルムアルデヒード」は左の消毒に用ゐることを得。

一 土藏造、洋風建物、船舶、汽車等の密閉し得る室内又は室内に定着せる器物等にして、他の消毒方法を行ふこと能はざるもの。

二 他の消毒方法を行ふこと能はざる貴重品其他の物件にして其内部に至るまで、消毒方法の必要なしと認めたるもの。

第十一條 消毒方法の應用は左の如し。

第一 患者

傳染病患者治癒したるときは、全身入浴を行ひ、衣服を更めしむべし。場合に依りては、溫濕布を以て、拭淨し入浴に代ゆるも妨なし。

第二 死體

傳染病の死體を棺に斂むるには、其被服に昇汞水、若くは、石炭酸水

を十分に撒布し、又は昇汞水若くば、石炭酸水に浸漬したる布を以て包み又た石灰を以て填つべし。

第三 看病人、病家の家人、其他病毒に接触したる者。

看病人、病家の家人、其他消毒方法の施行又は患者死體排泄物の運搬等の爲め、病毒に接触したる者は時々若くは其都度手足及衣服を消毒し入浴すべし。

第四 患者死體等の運搬器。

傳染病の患者死體等を運搬したる駕籠、釣臺の類は使用後毎回昇汞水若くは石炭酸水を以て擦拭すべし。

第五 便所、芥溜、溝渠等。

傳染病患者の吐瀉物、其他排泄物の入りたる便所の糞池、肥料溜等には、生石灰末、石灰乳、若くは格魯兒石灰水を灌ぎ能く攪拌すべし、但便所は、石炭酸水を以て、消毒したる後、直に使用し糞便は一週間の後、肥料に供せしむることを得。病毒に汚染したる土地には、石灰乳

若くは格魯兒石灰水を灌ぎ消毒すべし。病毒の混入したる芥溜には石灰乳若くは格魯兒石灰水を灌ぎ其塵芥は焼却すべし。

病毒の混入したる溝渠には、生石灰末、石灰乳若くは格魯兒石灰水を灌ぐべし。

第六 衣服、器具、敷物等。

傳染病患者の着用せる衣類臥具並其病室に在る諸器具又は看病人及び患者に接したる家人の衣類、其他病毒汚染の虞あるものは、各物件の種類に従ひ、消毒方法を施行すべし。

第七 家屋。

患者の居室其他傳染病毒に汚染し若くば、汚染の疑ある室内各部は、石炭酸水又は昇汞水を以て拭淨すべし、但土藏造、洋風建物等密閉し得べき室内には、「フオルムアルデヒート」を用ゐることを得。消毒後、日光の射入空氣の流通を良くし、乾燥せしむるを要す。

第七ノ二 井戸、水槽等。

傳染病毒に汚染し若くは、汚染の疑ある井戸、水槽等には水量五十分一の生石灰を乳状となして投入し、能く攪拌したる後、十二時間以上放置し又は適當の装置に依りて熱蒸氣を通して三十分間以上沸騰せしむべし。(第八、第九略)

餘白を借りて、一寸一言。

姉が可愛けりや、妹も可愛、お腹を痛めた我が子ちやものを、差別のないのは、母親の情。何れ、近々、妹「母の道と育兒」を、お目見え致させますから、何卒、姉と同様に、不相變、御鍾愛、否、御愛讀被成下度御願ひいたします。吳々も。

ふえのや

結婚と安産 終

大正五年三月廿一日印刷
大正五年三月廿一日發行

著者 竹中鑑之助

發行者 大橋新太郎

印刷者 河合辰太郎

印刷所 凸版印刷株式會社分工場

發行所 東京市日本橋區 博文館
本町三丁目 振替貯金口座東京二四〇番



著作權所有

〔結婚と安産〕

〔定價六拾錢〕

現代萬戸必備の大寶典 全部五十册完成

家
庭
百
科
全
書

定價表
一册 金四拾五錢
五册 金貳圓貳拾錢
十册 金四圓廿五錢
廿册 金八圓參拾錢
卅册 金拾貳圓廿錢
卅五册 金十五圓廿錢
卅八册 金拾八圓五拾錢
郵稅 一册 八錢

●體裁 菊列和裝大和綴表裝優雅 每卷石版口繪及挿畫數十個 紙數每卷三百頁以上 ●

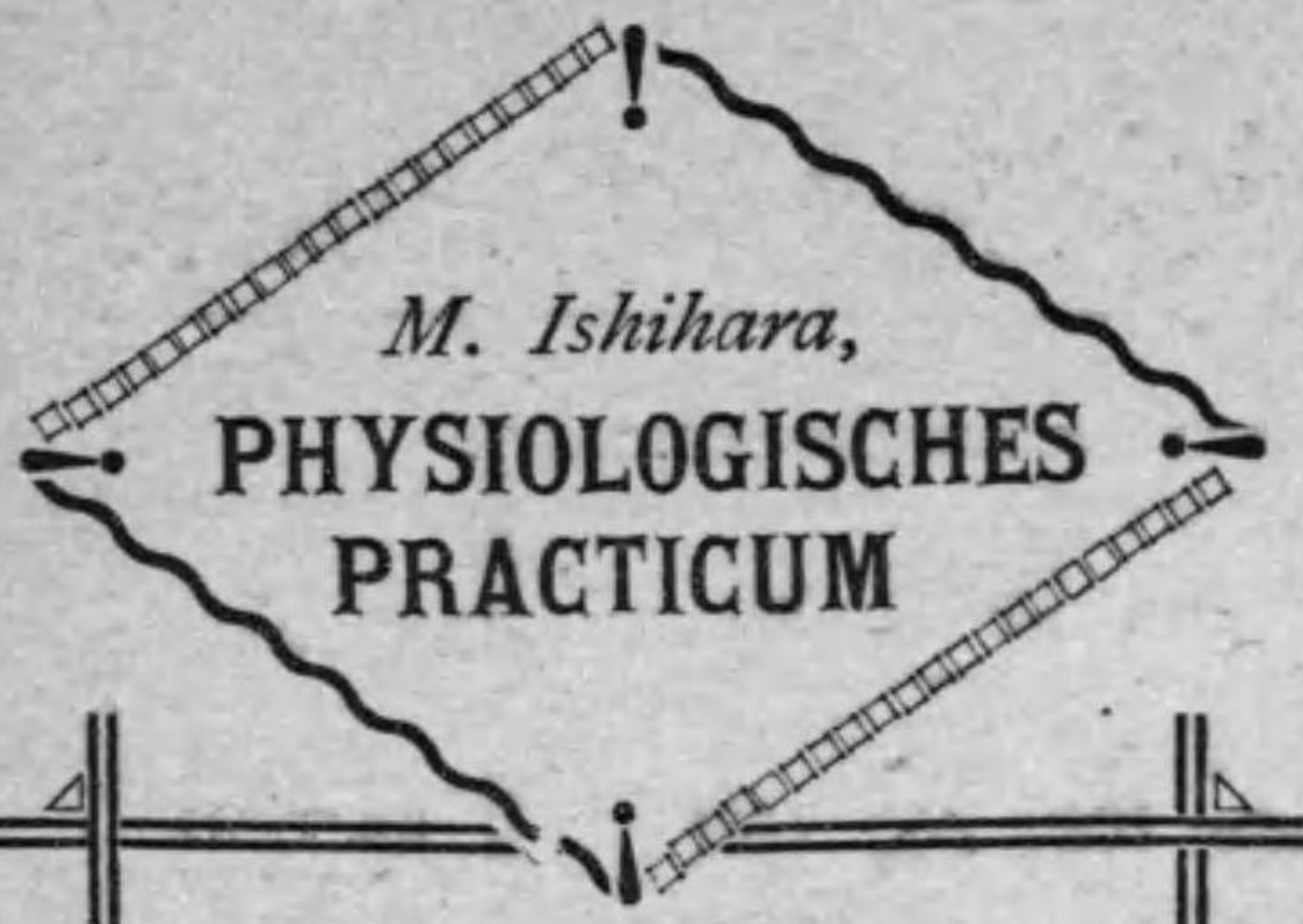
三輪田眞佐子 著 1 新家庭訓	大日本 朝京 石井泰次郎 著 2 四季料理	女子高師教授 喜多見佐喜子 著 3 裁縫指南	女子高師教授 藤井まき子 著 4 和洋菓子製法	青山女學部 牧野清子 著 12 婦人の生理と衛生	木村小舟 著 13 教育お伽噺	前田長太 著 14 女徳の養成	君内山正如 著 15 家屋と庭園
--------------------	--------------------------	---------------------------	----------------------------	-----------------------------	--------------------	--------------------	---------------------

水原翠香 著 5 茶道と香道	琴松園文雅 君松幸齋 參君共著 6 諸流生花指南	醫學士 田村貞策 君朝夷孤舟君共著 7 育兒の務	高田女教諭 藤井静子 著 8 簡易治療法	文學士 大森兜山 著 19 家庭の趣味	遠藤ふみ子 君松崎ふく子君共著 17 女子作文法	醫學士 堀橋純子 著 18 子女の教養	高橋忠次郎 君松浦政泰君共著 20 家庭遊戯法	井田秀生 著 21 書道手引	大和田建樹 著 22 歌の手引	赤堀峰吉 赤堀菊子 共著 10 惣菜料理	女子高師教諭 佐方鏡子 著 9 禮式と作法	石井とみ子 著 11 編物指南
-------------------	-----------------------------	-----------------------------	-------------------------	------------------------	-----------------------------	------------------------	----------------------------	-------------------	--------------------	-------------------------	--------------------------	--------------------

君磯村大次郎著 23	刺繡術指南	女前田雪子著 37	偉人の妻
著山田興松主 24	摘み細工指南	君小四眞雄著 38	家庭公けの心得
君藤波芙蓉著 25	新式化粧法	君赤堀峯吉著 39	歐米魚介新料理
君近藤正一著 26	室内裝飾法	共小原總雄君著 40	家庭新飲料 <small>一名調合酒清涼飲料製法</small>
君石崎莖園著 27	衣服の調整	共赤堀峯吉君著 41	最新洋菓子の調製
君前田久八著 28	洋樂手引	女石井とみ子著 42	續編物指南
君木村小舟著 29	兒童訓話 母の知識	君藤岡賢君著 43	看病と養生

君高須梅著 30	洋食の調理	君北村東紅著 44	花の園藝
君高須梅著 31	衛生と衣食住	君赤堀峯吉君著 45	蔬菜漬物法一二百種 <small>附田麩佃煮漬物の拵(方)</small>
君高須梅著 32	金言東西名婦の面影	女前田雪子著 46	賢母と偉人
君河崎醉雨著 33	婚姻のかゝみ	實用の整理用家政の整理 味岡貞君著 47	
君福田琴月著 34	交際と談話	佐竹精君著 48	綿細工指南
君高須梅著 35	婦人日常座右銘	君赤堀峯吉著 49	佳節儀式料理
君一戸清方著 36	日用家庭理科	君堀内新泉著 50	婦人常識百話

56
121



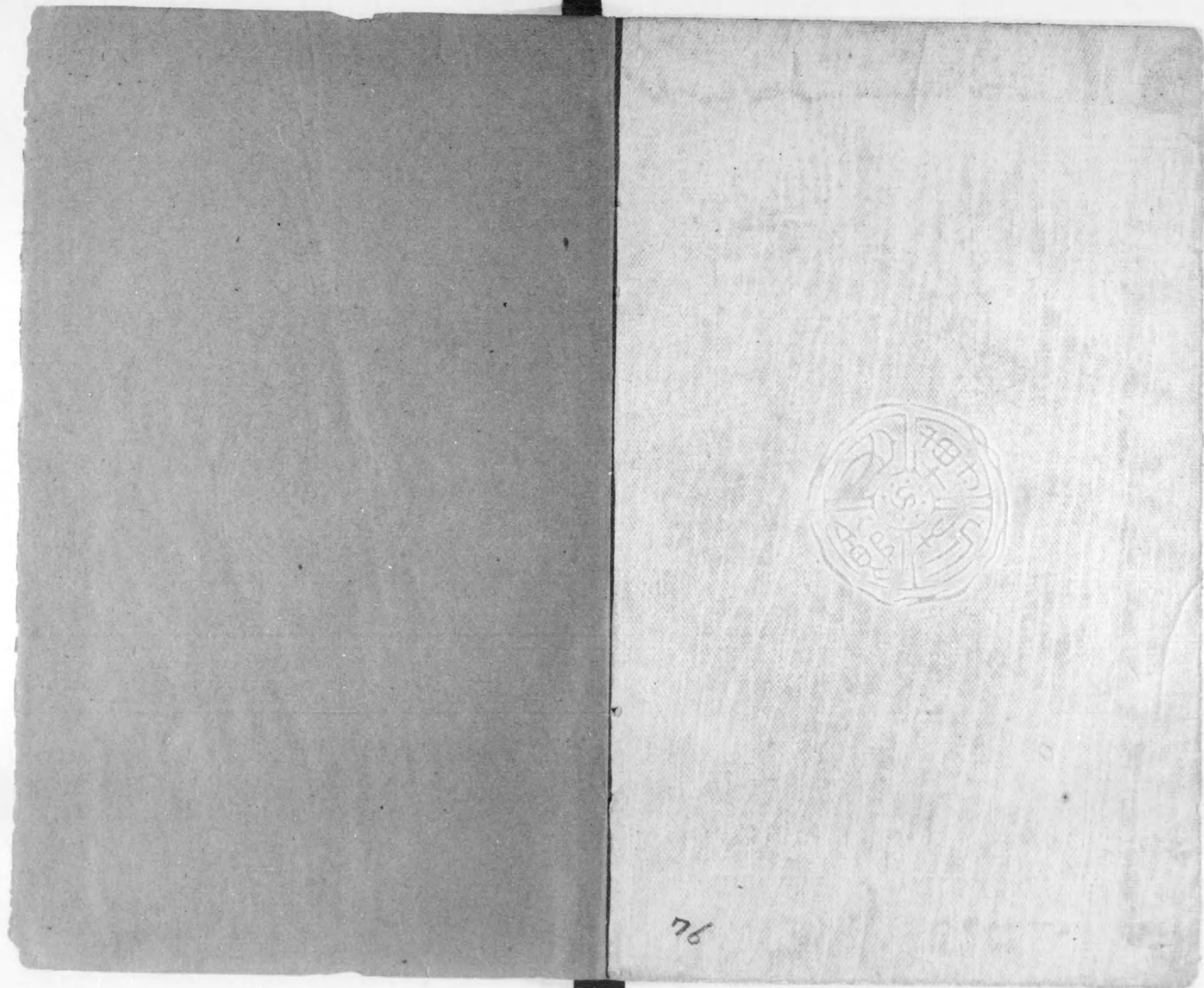
M. Ishihara,
PHYSIOLOGISCHES
PRACTICUM

生
理
學
實
習

九州帝國大學醫科大學教授 醫學博士 石原誠先生著 ■ 博文館發行 ■

著者の緒言にある如く生理學を會得せしめむには之が講義に
實物實驗の供覽を伴はしむる外に、尙學生をして自ら獨立して
諸實驗を行はしむる事肝要なり。然るに本邦未だ此實驗に對す
る參考書なし、著者之を慨し其多年の經驗に據り茲に此書を公
にし以て實習の指針たらしめむと欲す。説明懇切逐一著者の用
意周到なるを想はしむ。殊に精密なる木版百五十餘圖を挿入す、
眞に方今得易からざる好著にして、嘗に醫科大學を始め各醫學
専門學校の學生に向つて好參考書たるのみならず、又一般醫師
にも裨益する處少からざらむ。敢て之を大方に薦む。

全一册 菊判洋裝背皮織布
特製美木紙數三百六十頁
木版密畫百五十餘圖
特價壹圓八十錢
小包料 十二錢



76

56
121

終

